

5 相 続 税

5 相続税

統計表を見る方のために

1 利用上の注意

この章は、平成12年中に相続又は遺贈により財産を取得した者（同一被相続人から財産を取得した者全員の差引税額がない場合は除く。）について、平成13年10月31日までの申告又は処理による課税事績を示したものである。

なお、一部について、平成11年以前に相続又は遺贈により財産を取得した者についての申告又は処理による課税事績について調査している。

2 用語の説明

この章における用語の意義は、次のとおりである。

- (1) 加算贈与財産価額 相続人に相続開始前3年以内に被相続人から贈与された財産がある場合、相続税の課税価格に加算されるその贈与された財産の価額をいう。
- (2) 2割加算額 相続人の中に被相続人の一親等の血族及び配偶者以外の者がいる場合、その相続人の相続税額に加算されるその相続税額の20%に相当する金額をいう。
- (3) 納税猶予 相続人が農地等を相続して継続して農業を営む場合には、相続税額から農業投資価格に基づき計算された相続税額を差引いた残額が、20年間納税が猶予される。

3 相続税の税率等（平成12年分）

法定相続分に応ずる取得金額	800万円以下	1,600万円以下	3,000万円以下	5,000万円以下	1億円以下	2億円以下	4億円以下	20億円以下	20億円超
率	10%	15%	20%	25%	30%	40%	50%	60%	70%
控除額	万円	万円 40	万円 120	万円 270	万円 520	万円 1,520	万円 3,520	万円 7,520	万円 27,520

（使用方法） 法定相続分に応ずる取得金額×率 控除額 = 相続税の総額の基となる税額

4 相続税の主な諸控除

- (1) 税額控除
 - イ 贈与税額控除 相続税額から控除される金額で次の種類がある。
加算贈与財産価額がある場合、その贈与を受けた財産に対し課税された贈与税の金額が相続税額から控除される。
 - ロ 配偶者の税額軽減 配偶者の租税負担を軽減するためのもので、課税価格の合計額の配偶者の法定相続分相当額（その金額より1億6,000万円の方が大きい場合は1億6,000万円）と配偶者の課税価格（実際取得額）とのうち、いずれか少ない金額に対応する税額が、配偶者の相続税額から控除される。
ただし、この軽減の対象となる財産には、相続税の納税義務者により仮装または隠ぺいされていた財産は含まれない。
 - ハ 未成年者控除 未成年者の租税負担を軽減するためのもので、相続人が満20歳未満の法定相続人である場合に、その相続人が満20歳になるまでの年数1年につき6万円の割で計算した金額が相続税額から控除される。
 - ニ 障害者控除 障害者の租税負担を軽減するためのもので、相続人が障害者でかつ法定相続人である場合に、その障害者が70歳になるまでの年数1年につき6万円（特別障害者の場合には12万円）の割で計算した金額が、相続税額から控除される。
 - ホ 相次相続控除 被相続人が、今回の相続開始前10年以内に開始した相続により相続税を納付している場合に、前回算出された相続税額に一定の割合を乗じて算出された金額が、相続税額から控除される。
- (2) 遺産に係る基礎控除 5,000万円と1,000万円に法定相続人数を乗じて算出した金額との合計額が控除される。

5 - 1 課税状況

(1) 課税状況

区 分	相続人の数	金 額
	人	千円
取得財産価額	4,885	401,458,417
債務控除額	2,320	29,984,883
加算贈与財産価額	347	1,178,291
課税価格	4,892	372,649,644
相続税額	算出税額	65,542,860
	2割加算額	147,554
	計	実 4,675 65,690,414
税額控除等	贈与税	150 68,964
	配偶者	904 21,777,828
	未成年者	110 30,074
	障害者	110 69,730
	相次相続	188 728,611
	外国税額	- -
計	実 1,338 22,675,207	
差引税額	実 4,027 43,028,652	
納税猶予額	361 8,494,852	
納付税額	実 3,942 34,533,800	
災害減免法による免除税額	- -	
遺産に係る基礎控除額	1,695 143,640,000	

調査対象等：平成12年中に相続又は遺贈により財産を取得した者について、平成13年10月31日までの間の申告又は処理（更正、決定等）による課税事績を「申告書、決議書等」に基づいて作成した。

- (注) 1 「遺産に係る基礎控除額」欄の人員は被相続人の数である。
2 「相続人の数」欄の「実」は実人員を示す。

(2) 加算税

区 分	過少申告加算税		無申告加算税		重加算税	
	相続人の数	金 額	相続人の数	金 額	相続人の数	金 額
	人	千円	人	千円	人	千円
本年分	13	3,544	63	8,579	-	-
過年分	1,060	201,246	89	24,735	141	132,229
合 計	1,073	204,789	152	33,313	141	132,229

調査対象等：「(4)申告及び処理の状況」と同じである。

5 相続税

(3) 課税状況の累年比較

年 分	課 税 価 格		相 続 税 額	税 額 控 除 額	納 付 税 額		被相続人の数
	人 員	金 額			人 員	金 額	
平成8年分	人	千円	千円	千円	人	千円	人
	4,320	339,946,859	60,638,423	20,524,634	3,591	31,353,179	1,423
9	4,247	309,036,577	46,740,055	11,956,069	3,551	26,620,029	1,473
10	4,809	335,374,050	52,000,098	15,501,863	4,058	25,659,103	1,564
11	4,493	329,056,968	49,905,378	14,936,100	3,600	26,550,168	1,590
12	4,892	372,649,644	65,690,414	22,675,207	3,942	34,533,800	1,695

(注) この表は、「(1)課税状況」を累年比較したものである。

(4) 申告及び処理の状況

区 分	課 税 価 格		納 付 税 額		被相続人の数	
	相続人の数	金 額	相続人の数	金 額		
本 年 分	申 告 額	人	千円	人	千円	人
		4,890	372,206,098	3,936	34,484,618	1,695
	修正申告による増差額	75	774,443	135	114,870	54
	更正による増差額	-	-	-	-	-
	更正等による減差額	27	330,897	47	65,688	20
	決 定 額	-	-	-	-	-
	計	実 4,892	372,649,644	実 3,942	34,533,800	実 1,695
過 年 分	申 告 額	110	4,517,359	88	231,632	49
	修正申告による増差額	984	12,748,473	1,437	2,293,224	526
	更正による増差額	4	585,144	5	348,877	2
	更正等による減差額	168	2,297,863	196	525,139	100
	決 定 額	-	-	-	-	-
		計	実 112	15,553,113	実 205	2,348,593
合 計	申 告 額	5,000	376,723,457	4,024	34,716,250	1,744
	修正申告による増差額	1,059	13,522,916	1,572	2,408,094	580
	更正による増差額	4	585,144	5	348,877	2
	更正等による減差額	195	2,628,760	243	590,827	120
	決 定 額	-	-	-	-	-
	計	実 5,004	388,202,757	実 4,147	36,882,393	実 1,744

調査対象等：「本年分」は平成12年中に相続又は遺贈により財産を取得した者について、平成13年10月31日までの申告又は処理（更正、決定等）による課税事績を、「申告書、決議書等」に基づいて作成した。

「過年分」は、平成11年中に相続又は遺贈により財産を取得した者について、平成12年11月1日から平成13年6月30日までの間の申告又は処理（更正、決定等）による課税事績を、平成10年以前に相続又は遺贈により財産を取得した者について、平成12年7月1日から平成13年6月30日までの間の申告又は処理（更正、決定等）による課税事績を、「申告書、決議書等」に基づいて作成した。

(5) 税務署別課税状況

署 名	課 税 価 格		納 付 税 額		被相続人の数	
	人 員	金 額	人 員	金 額		
	人	千円	人	千円	人	
徳 島 県	徳 島	505	45,140,572	409	4,359,517	176
	鳴 門	200	38,374,195	159	7,889,133	81
	阿 南	111	6,082,526	92	280,950	38
	川 島	62	3,770,471	47	215,779	21
	脇 町	22	1,635,959	21	119,064	8
	池 田	24	1,156,581	15	56,036	8
	計	924	96,160,304	743	12,920,480	332
香 川 県	高 松	805	57,994,897	682	5,227,960	266
	丸 亀	278	16,905,064	205	804,155	115
	坂 出	203	12,321,930	163	646,079	73
	観 音 寺	104	5,824,197	83	205,531	40
	長 尾	61	5,052,074	47	416,088	24
	土 庄	18	1,181,497	14	71,154	6
	計	1,469	99,279,659	1,194	7,370,966	524
愛 媛 県	松 山	1,067	69,285,728	833	4,449,610	351
	今 治	281	17,564,252	227	1,186,615	87
	宇 和 島	50	3,423,439	39	207,950	18
	八 幡 浜	50	3,358,129	44	299,614	17
	新 居 浜	162	12,113,436	107	1,400,833	54
	伊予西条	117	9,478,499	103	798,639	43
	大 洲	61	5,274,463	53	560,311	22
	伊予三島	118	7,442,110	110	563,600	35
計	1,906	127,940,056	1,516	9,467,171	627	
高 知 県	高 知	338	28,754,847	283	2,849,968	118
	安 芸	33	2,553,669	30	276,356	12
	南 国	134	11,710,438	111	1,236,343	50
	須 崎	31	1,921,876	20	153,402	13
	中 村	31	1,920,369	23	157,721	10
	伊 野	26	2,408,426	22	101,394	9
	計	593	49,269,625	489	4,775,183	212
全 管 計	4,892	372,649,644	3,942	34,533,800	1,695	

(注) この表は、「(1)課税状況」を税務署別に示したものである。

5 - 2 相続財産価格階級別

(1) 人員、課税価格、税額

課税価格階級	被相続人の数	課税価格	左のうち加算 贈与財産価額	納付税額	法定相続人数
	人	千円	千円	千円	人
1億円以下	329	26,928,232	33,342	310,384	823
1億円超	810	113,547,459	565,547	4,016,379	2,838
2億円 "	273	66,090,273	309,261	4,563,309	1,028
3億円 "	192	73,946,277	93,344	7,791,764	805
5億円 "	54	31,602,032	91,071	3,617,905	224
7億円 "	22	17,533,705	45,576	2,574,231	99
10億円 "	12	14,318,501	9,250	2,858,304	56
20億円 "	3	28,239,619	33,900	8,752,342	16
合計	1,695	372,206,098	1,181,291	34,484,618	5,889

調査対象等：平成12年中に相続又は遺贈により財産を取得した者について、平成13年10月31日までに提出された「申告書（修正申告書を除く。）」に基づいて作成した。

(2) 法定相続人員別被相続人の数

課税価格階級	法定相続人員別被相続人数											
	0人の もの	1人の もの	2人の もの	3人の もの	4人の もの	5人の もの	6人の もの	7人の もの	8人の もの	9人の もの	10人の もの	10人超 もの
	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
1億円以下	-	51	114	112	52	-	-	-	-	-	-	-
1億円超	2	45	136	257	213	85	41	24	5	1	1	-
2億円 "	-	7	37	96	76	27	12	6	6	3	2	1
3億円 "	-	2	19	54	56	31	14	7	1	5	1	2
5億円 "	-	-	6	16	19	5	3	2	1	-	1	1
7億円 "	-	-	-	6	6	6	3	-	-	1	-	-
10億円 "	-	-	2	2	2	1	3	1	1	-	-	-
20億円 "	-	-	-	1	-	-	1	1	-	-	-	-
合計	2	105	314	544	424	155	77	41	14	10	5	4

(注) この表は、「(1)人員、課税価格、税額」の「被相続人の数」欄を法定相続人員別に示したものである。

5 - 3 相続財産種類別

財 産 等 の 種 類		被 相 続 人 の 数	取 得 財 産 価 額
		人	千円
土 地	田（耕作権及び永小作権を含む。）	867	66,074,887
	畑（耕作権及び永小作権を含む。）	685	19,022,798
	宅地（借地権を含む。）	1,619	141,306,046
	山	449	1,293,307
	その他の土地	356	11,856,950
	計	1,657	239,553,988
家	屋・構築物	1,508	14,872,423
事 業 農 業 （ 用 財 産	機械器具、農耕具、じゅう器、備品	272	553,984
	商品、製品、半製品、原材料、農産物等	64	545,081
	売掛金	46	708,889
	その他の財産	106	467,727
	計	356	2,275,683
有 価 証 券	特定同族会社の株式及び出資	331	13,015,797
	同上以外の株式及び出資	975	10,697,577
	公債及び社債	222	3,062,388
	投資・貸付信託受益証券	232	4,379,205
	計	1,162	31,154,968
現	金、預金等	1,666	56,730,024
家	庭用財産	1,216	486,471
そ の 他 の 財 産	生命保険金等	304	12,648,322
	退職金及び功労金等	149	8,148,960
	立木	171	529,638
	その他	1,301	34,606,387
	計	1,368	55,933,307
合 計		1,695	401,006,863
債	務	1,313	26,410,204
葬	式費用	1,653	3,569,681
計		1,679	29,979,885
差	引純資産額	1,695	371,026,978
加	算贈与財産価額	184	1,181,291
課	税価格	1,695	372,206,098

調査対象等：平成12年中に相続又は遺贈により財産を取得した者について、平成13年10月31日までに提出された「申告書（修正申告書を除く。）」に基づいて作成した。